指定集落内建物（住宅）開発行為許可申請審査表

【　市街化調整区域内、法２９条、法３４条１２号、条例３条５号　】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所			申請地	
	氏名				
予定建築物の用途	専用住宅　※属人性の強い許可			当該中学校	中学校
技術基準の適用	自己居住用			手数料	８，６００円
農転調整	有・無	４条・５条	月　可 月　保留	代理人 連絡先	TEL

※都市計画法３０条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法３１条～３４条の各規定の適否を審査する。
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第６章　開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第６章１（２）『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名　称【関係規定】	●･･･記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲･･･簡素化に係る説明（平成２８年度以降）
１		開発行為許可申請書【省令１６条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。
２		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
３		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
４		土地の地図（公図の写し）【県規則６条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
５		土地の登記事項証明書【県規則６条】	●申請時に権利効力のあるもの。
６		開発行為の施行等の同意書【省令１７条】	●属人性の強い許可であり、１００％同意を原則とする。
７		└同意をした者の本人確認資料【県規則５条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
８		└開発区域内権利者一覧表【県規則５条】	▲筆数10以上は添付する。
９		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
１０		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	
１１		現況写真（２方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第６章１（２）表１『法第３４条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名　称【関係規定】	●･･･記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲･･･簡素化に係る説明（平成２８年度以降）
１２		指定集落内建物（住宅）許可申請に係る説明書【（参考様式）】	▲様式の作成を通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。
１３		└【本人居住の場合】　住民票又は戸籍附票謄本	●当該中学校区に通算して１０年以上居住したことがある者の場合。
１４		└【本人勤務の場合】　勤務先の法人登記簿謄本等	●当該中学校区に通算して１０年以上勤務したことがある者の場合。
１５		在職証明書（勤務先の代表者による証明）	
１６		└【本人以外居住の場合】住民票、申請者又は本家世帯主の戸籍附票謄本	●当該中学校区に線引き前から居住している世帯である者の３親等以内である者。
１７		申請者の無資産証明書【県条例規則２０条１号】	●市町村長による証明。（現住所地及び申請地において）自己居住用の土地・建物を所有していないこと。
１８		予定建築物の各階平面図	
１９		予定建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要

◆手引第６章１（２）表２『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名　称【関係規定】	●･･･記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲･･･簡素化に係る説明（平成２８年度以降）
２０		開発区域位置図【省令１７条】	●縮尺1/10,000以上。大規模指定既存集落（申請に直接関わりの無い集落は除く）を明示。
２１		開発区域区域図【省令１７条】	●縮尺1/2,500以上。大規模指定既存集落（県規則第19条を適用する場合には『◆別記（立地基準適否の審査）』において、1-2又は1-3に該当することを確認できる事項を含む）を明示。
２２		現況図【省令１６条】	●縮尺１/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
２３		求積図　　面積　　㎡	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※1
２４		土地利用計画図【省令１６条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
２５		造成計画平面図【省令１６条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
２６		造成計画縦横断面図【省令１６条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差１m以上の部分のみ添付すれば可。
２７		排水施設計画平面図【省令１６条】	●縮尺1/500以上

２８		└排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※1
２９		がけの断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上
３０		擁壁の断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上
３１		└構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※1
３２		その他、知事が必要と認める図書【県規則 6 条】	●上記図書以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。

◆別記（立地基準適否の審査）→法 34 条 12 号（条例 3 条 5 号）に適合することの審査事項

※番号 1～5 のすべてに該当すること。（線引き：昭和・平成　　年　　月　　日）

番号	適 否	審　査　事　項
1	申地は、次の 1～3 のいずれかに該当すること。	
-1		大規模指定既存集落内
-2		【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を含む半径 100m の円の区域内におおむね 30 以上の建築物の敷地が存する区域
-3		【周辺区域 イ 】当該大規模指定既存集落と申請地を含む短辺 100m、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物の敷地が存する区域
2	申請者は、次の 1･2 のいずれかに該当すること。	
-1		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住した期間及び通勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き前から居住している世帯である者の 3 親等以内である者。
3		予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅であること。
4		申請地の面積は、原則として 150 ㎡以上 500 ㎡以下であること。
5	次の 1･2 のすべてに該当すること。	
-1		申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していないこと。
-2		申請地から通勤可能であること。

特記事項	□　現地調査 ： 令和　　年　　月　　日	処理欄	受付	前・太　土木事務所
				令和　年　月　日 第　　号
			許可	令和　年　月　日
				許可番号 第　　－　　号

※1：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者（代理人）に周知する。